

「規範意識をはぐくむ生徒指導体制—小学校・中学校・高等学校の実践事例22から学ぶ—」

## I 理論編

### 第1章 社会の変化と生徒指導

#### 1 生徒指導をめぐる状況 (本文P 2～3)

社会環境等の変化とともに、インターネットを介したいじめなどの新たな課題も生起。

#### 2 生徒指導体制の再構築

##### (1) 規範意識の醸成と生徒指導体制 (本文P 4～6)

- 教育基本法や学校教育法の改正を踏まえ、今後は、学校生活を営む上で必要な規範意識を育成するとともに、児童生徒一人一人が公共の精神や社会規範をはぐくむことができるよう、社会的自己指導力を身に付けさせることが一層大切。
- 新しい生徒指導体制の構築に向けて、
  - ・児童生徒の人権尊重を前提とし、保護者や地域住民と教職員の間で共通理解を図ることが重要。
  - ・特別な事情を抱える家庭の場合、学校のみで問題を抱え込むことなく、関係機関と十分情報交換し、連携協力を努めることが必要。
  - ・生徒指導の充実のためには、学校を取り巻く状況に合わせ、学校運営がより組織的・機動的となるよう、組織マネジメントの観点から見直しを図ることが必要。

##### (2) 生徒指導体制づくりに当たっての留意点 (本文P 6)

- 問題行動等の背後にある個人の環境、家庭、発達障害、対人関係などにも配慮し、専門家の支援・助言を得つつ、十分な体制の構築が重要。
- 教育機関、福祉機関、警察関係、司法・矯正・保護機関、医療・保健機関、NPO団体、地域住民など関係者間の日ごろからの連携づくりが必要。
  - <コラム①「ネットワークとサポートチームについて」> (本文P 7)
  - <コラム②「連携を図る際の個人情報保護への配慮について」> (本文P 7)

##### (3) 法改正を視野に入れた生徒指導体制づくり (本文P 8～11)

- 「学校教育法」の一部改正
  - 出席停止の要件の明確化、手続、停止期間中の学習支援等の措置に係る改正を踏まえ、児童生徒・保護者への事前説明や停止期間中の指導体制づくりを行うなど、出席停止の適切な運用が必要。
- 「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正
  - 保護者以外の同居人による虐待及び家庭内暴力も児童虐待にあたること、虐待と思われる児童を発見した場合は福祉事務所・児童相談所への通告義務があることなどを踏まえ、学校はその早期発見に向けて一層努力するとともに、被虐待児童へのケアが必要。
- 「少年法」等の一部改正
  - 少年院送致年齢の下限が14歳から「おおむね12歳」に引き下げられたことなども踏まえ、違法行為は決して許されないことを日ごろから指導し、違法行為に対しては十分な教育的配慮の下、警察や家庭裁判所と連携し毅然とした対応が必要。

## 第2章 これからの生徒指導体制の在り方

### 1 生徒指導体制の見直し

#### (1) 生徒指導体制の充実と強化（本文P12～13）

児童生徒の健全育成と問題行動の予防や解決に向け、学校全体で一致協力して取り組むことが基本。

#### (2) 教職員の専門性と協力体制（本文P13）

教職員がお互いの役割や業務分担（専門性など）を十分に理解し、助け合い、支持する協力体制が大切。

#### (3) 家庭・地域への生徒指導体制に関する情報提供の重要性（本文P13～14）

家庭や地域の協力を得るには、学校が積極的に自校や校区における生徒指導の実態や指導体制に関する不断の情報提供を行うことが重要。

＜コラム③「地域の小学校・中学校・高等学校等が連携して進める生徒指導」＞（本文P15）

### 2 生徒指導の運営方針の見直し

#### (1) 指導基準の明確化と周知（本文P16～17）

「毅然とした対応」、「共通理解に基づく対応」を進めるためには、生徒指導の対応に関する基準を明確にし、積極的に外部に公開することが必要。

#### (2) 指導方針に基づく毅然とした粘り強い指導（本文P17）

児童生徒に対し、間違っていることは間違っていると指摘し、毅然として粘り強く指導することを通じ、規範意識の内面化につなげることが大切。

#### (3) 規範意識の育成と自律（本文P17～18）

児童生徒の犯罪被害の防止に向けても、「正しい判断力」や「自己管理する能力と態度」を育成するためには、基本的な生活習慣を確立させるとともに、規範意識に基づいた行動様式を定着させることが重要。

#### (4) 懲戒処分及び事後指導（本文P18～19）

指導により事態が改善されない場合には、あらかじめ定められた罰則に基づき、懲戒を与えることを通じて、学校の秩序の維持を図り、子ども自身の自己指導力を育成することは、教育上有意義。

#### (5) 出席停止制度（本文P19～20）

出席停止制度は、日ごろの指導では統制しきれなくなった場合に行われる生徒指導上の有効な手段の一つであることを、各学校及び教育委員会は改めて認識することが必要。

＜コラム④「懲戒と出席停止制度の違い」＞（本文P20）

### 3 生徒指導体制の評価と組織マネジメント

#### (1) 生徒指導と学校評価（本文P21）

学校評価の一環として生徒指導に関する評価を行う場合には、文部科学省「学校評価ガイドライン[改訂]」（平成20年1月）を参考としつつ、各学校の実態を踏まえて検討し、評価結果を今後の生徒指導の改善に生かすことが重要。

## (2) 生徒指導の組織マネジメント（本文P21～22）

生徒指導の組織を児童生徒や学校、保護者や地域社会、関係機関等の実態に合わせて、より組織的で効率的・機動的な生徒指導が行えるよう、組織マネジメントの観点から見直すことが大切。

<コラム⑤「学校評価」>（本文P22）

## 第3章 各学校段階における生徒指導体制の在り方

### 1 小学校の生徒指導体制（本文P23～24）

#### (1) 学級運営と生徒指導の相互支持・促進による生徒指導体制の充実

学級担任の思い込みや抱え込みに陥ることなく、学級運営と生徒指導が相互に補完し合  
って学校全体としての生徒指導の充実・強化を図ることが必要。

#### (2) 児童理解の深化と規範意識の育成

児童理解の充実と規範意識の育成のためには、家庭・地域と連携協力し、学校全体として取り組むことが必要。

### 2 中学校の生徒指導体制（本文P24～26）

#### (1) 生徒個々に対するきめ細かな指導体制と規範意識の育成

○個々の教師が個人で判断し対応するのではなく、学校間の連携などにも留意して多面的に情報収集し、協働したきめ細かな指導・援助が大切。

○学校生活は、規律や社会的ルールも学ぶ場であるという認識に立ち、学習環境の整備や校内規律の維持に、家庭とも連携をとって取り組むことが大切。

#### (2) コーディネーターの機能を生かした生徒指導体制の充実

生徒指導体制の充実のためには、生徒指導主事が協働体制の中核となり、コーディネーターとしての役割を果たすことが重要。

### 3 高等学校の生徒指導体制（本文P26～28）

#### (1) 教職員の共通理解・共通実践の深化と生徒指導体制の充実

教育目標と生徒指導との関連性を教職員間で共通理解した上で、客観的資料やデータを基に、共通実践の全体構想を明らかにすることが重要。

#### (2) 法令等に関する指導と規範意識の向上

日ごろから「社会で許されない行為は学校でも許されない」といった毅然とした指導方針を示し、生徒に対して、問題行動と関係法規との関係及び「社会の一員」としての責任と義務を指導することが重要。

#### (3) 懲戒処分の効果的運用

法的効果を伴う懲戒処分が校長に認められていることは、高等学校の生徒指導の大きな特質。懲戒処分は、生徒の社会的自己指導力を育成するための手段の一つとして、教育的見地に基づいて行われるべき。

## Ⅱ 事例編

### 第1章 小学校（本文P30～43）

- 事例1 チーム支援体制による不登校ゼロの取組  
キーワード：チーム支援、教育相談、自己理解、人間関係づくりの力
- 事例2 基本的な生活習慣を育成する組織的な指導  
キーワード：基本的な生活習慣、異年齢集団による活動、チームによる対応
- 事例3 スクールソーシャルワーカーを活用したチームによる支援  
キーワード：コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、チーム支援
- 事例4 教育委員会と連携した発達障害のある児童の支援  
キーワード：発達障害、学級担任による抱え込み、特別支援教育コーディネーター
- 事例5 毅然とした指導と授業改善により学校の秩序を回復  
キーワード：毅然とした指導、「分かる授業」、教職員の協力体制
- 事例6 地域ぐるみで規範意識を醸成する取組  
キーワード：伝統的教訓、学級集団の評価、規範意識の醸成
- 事例7 外部講師の活用と問題行動等への組織による対応  
キーワード：外部講師、携帯電話等のマナー指導、組織による対応

### 第2章 中学校（本文P44～63）

- 事例8 ホームページ等への誹謗中傷等の書き込みに対する対応  
キーワード：ICT、情報モラル教育、掲示板  
＜コラム⑥「携帯電話の指導について」＞（P46）  
＜コラム⑦「フィルタリングについて」＞（P47）  
＜コラム⑧「ITとICTに関するQ&A」＞（P47）  
情報モラル教育、情報安全教育に関連するコンテンツのURL集（P48～49）
- 事例9 生徒指導の基本姿勢の徹底による生徒指導体制の確立  
キーワード：生徒指導の基本姿勢、問題行動等への対応手順、保護者への周知
- 事例10 共通理解に基づいた毅然とした指導で学校の秩序を回復  
キーワード：毅然とした指導、出席停止措置、教育委員会との連携
- 事例11 基本的な生活習慣の確立と規範意識の向上を目指した生徒会活動  
キーワード：基本的な生活習慣、規範意識の向上、自己評価
- 事例12 出席停止期間中の教育委員会の指導・援助  
キーワード：保護者の理解と協力、出席停止期間中の指導、教育委員会による支援
- 事例13 家庭・地域との連携と組織的な対応で学校の秩序を回復  
キーワード：家庭・地域との連携、「おやじの会」、組織的な対応
- 事例14 問題行動を繰り返す生徒への指導  
キーワード：授業妨害、ティームティーチング、関係機関との連携
- 事例15 学校関係者評価や数値目標の設定により取組が活性化  
キーワード：学校関係者評価、数値目標、生徒会活動

### 第3章 高等学校（本文P64～77）

- 事例16 指導マニュアルを活用した生徒指導体制の再構築  
キーワード：生徒指導体制、指導マニュアル、教職員の共通理解
- 事例17 「マナー指導対策委員会」を中心とした服装等の段階的指導  
キーワード：事前説明、段階的指導、「リセット方式」
- 事例18 問題行動を繰り返すグループに対する別室指導  
キーワード：特別な指導、保護者の不信感、事後指導
- 事例19 豊かな人間性や社会性をはぐくむ積極的な生徒指導の展開  
キーワード：積極的な生徒指導、「非行予防エクササイズ」、問題行動の未然防止
- 事例20 保護者からの苦情に対し指導記録を基に適切に対応した事例  
キーワード：保護者からの苦情、指導記録、男女交際をめぐるトラブル
- 事例21 部活動の充実による学校の活性化  
キーワード：部活動一体化組織、教職員間の協力体制、進路実現
- 事例22 指導基準の周知による指導体制の改善  
キーワード：数値目標、「保護者の手引き」、段階的指導